

三豊市豊中放課後児童クラブ(仮称)及び放課後子供教室
運営業務委託プロポーザル実施要領

令和7年7月
三豊市・三豊市教育委員会

目 次

1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	担当課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	業務概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	参加資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	事務手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6	実施要領等の入手方法・・・・・・・・・・・・・・・・	3
7	質問書の提出及び回答・・・・・・・・・・・・・・・・	3
8	参加表明書等の提出方法・・・・・・・・・・・・・・・・	4
9	現地説明会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
10	企画提案書等の提出・・・・・・・・・・・・・・・・	4
11	見積上限額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
12	参加辞退・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
13	選定審査及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・	5
14	選定後の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・	7
15	失格要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
16	提出書類の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・	7
17	その他の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	7
18	豊中小学校（仮称）の整備と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的運用（校内交流型）について	8

様式集

- 【様式第1号】参加表明書
- 【様式第2号】誓約書
- 【様式第3号】法人の概要・事業経歴
- 【様式第4号】質問書
- 【様式第5号】企画提案書
- 【様式第6号】見積書
- 【様式第6号別紙】見積積算内訳書
- 【様式第7号】参加辞退届

1. 目的

本要領は、三豊市（以下「市」という。）及び三豊市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する三豊市豊中放課後児童クラブ(仮称)及び三豊市豊中放課後子供教室(仮称)の一体的運用（校内交流型）に係る事業運営を業務委託するにあたり、児童の健全育成等の分野において優れた実績と専門知識を有し、均一かつ良質なサービスが提供可能な委託事業者を、公募型プロポーザル方式によって選定することを目的に、必要な事項を定めるものである。

2. 担当課

放課後児童クラブ及び本プロポーザルに関する問い合わせ先

〒767-8585

三豊市高瀬町下勝間2373番地1

三豊市健康福祉部福祉事務所子育て支援課

電話：0875-73-3016

FAX：0875-73-3023

E-mail：kosodate@city.mitoyo.lg.jp

放課後子供教室に関する問い合わせ先

〒767-8585

三豊市高瀬町下勝間2373番地1

三豊市教育委員会事務局生涯学習課

電話：0875-73-3135

FAX：0875-73-3140

E-mail：shougaigakushu@city.mitoyo.lg.jp

3. 業務概要

(1) 業務名

三豊市豊中放課後児童クラブ(仮称)及び豊中放課後子供教室(仮称)運営業務

(2) 業務内容

「三豊市豊中放課後児童クラブ(仮称)及び三豊市豊中放課後子供教室(仮称)業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に掲げる業務

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

（ただし、委託契約については当プロポーザルにより最優秀提案者に選定された事業者を優先交渉権者とし、「三豊市放課後児童健全育成事業委託要綱」（以下、「委託要綱」という。）等に基づき、委託契約を締結するものとする。なお、当プロポーザルに関する業務委託料について、予算の成立が伴わない場合は、業務委託を実施しないことがある。）

(4) 履行場所

三豊市豊中町笠田竹田393-1他

(5) 委託業者数

放課後児童クラブ及び放課後子供教室の運営業務を、1事業者に業務委託するものとする。

4. 参加資格

参加資格は、次の要件をすべて満たす法人またはその他の団体（以下「法人等」という。）とする。

(1) 放課後児童健全育成事業または類似事業の実績を有していること。

(2) 市の児童福祉行政を理解し、積極的に協力する事業者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4の規定に該当しないこと

- 及び市の競争入札等に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生または再生の手続きをしていないこと。
 - (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていないこと。
 - (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - (7) 地方自治法第92条の2、第142条（同法166条第2項の規定により準用する場合を含む。）または第180条の5第6項の規定に該当する法人等または受託者の選定を行う選定委員及びその家族の属する法人等でないこと。
 - (8) 法人等またはその役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団をいう。）との関与がないこと。

5. 事務手順

運営委託事業者の決定に至る事務手順は、以下のとおりとする。

(1)	公募開始（市ホームページ掲載）	令和7年 7月 4日（金）
(2)	質問書受付締切	令和7年 7月11日（金）17時まで
(3)	質問書に対する回答（市ホームページ掲載）	令和7年 7月18日（金）（予定）
(4)	参加表明書受付締切	令和7年 7月25日（金）17時まで
(5)	企画提案書受付締切	令和7年 8月 4日（月）17時まで
(6)	審査（ヒアリング）	令和7年 8月21日（木）午後
(7)	審査結果通知	令和7年 8月22日（金）（予定）

6. 実施要領等の入手方法

三豊市ホームページのトップページ「新着情報」又は「行政情報→公募・募集・職員採用」に掲載する「三豊市豊中放課後児童クラブ(仮称)及び放課後子供教室運営業務委託プロポーザル実施要領」から関係する書類をダウンロードし、入手する。なお、窓口での配付は行わない。

7. 質問書の提出及び回答

本実施要領等に関する質問は、次のとおり受付し、回答する。

- (1) 質問の提出方法
質問書（様式第4号）をメールにて提出し、その際、電話により「2. 担当課」へ確認の連絡をいれること。
- (2) 提出期限
令和7年7月11日（金）17時まで（必着）
- (3) 宛先
三豊市健康福祉部福祉事務所子育て支援課のメールアドレス
kosodate@city.mitoyo.lg.jp
- (4) 回答方法
三豊市ホームページに掲載する。（令和7年7月18日（金）予定）

8. 参加表明書等の提出方法

(1) 参加表明書等の受付

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次により参加表明書等を提出すること。なお、提出期限内に参加表明書等を提出しなかった者は、本プロポーザルに参加できないものとする。

① 提出期限

令和7年7月25日（金）17時まで（必着）

② 提出方法

提出書類等は、持参または郵送により提出すること。郵送の場合は簡易書留によるなど、確実な方法を取り、提出期限までに必着すること。

③ 提出先

〒767-8585

三豊市高瀬町下勝間2373番地1

三豊市健康福祉部福祉事務所子育て支援課

(2) 参加表明書とあわせて提出が必要な書類

① 参加表明書（様式第1号）

② 誓約書（様式第2号）

③ 法人の概要・事業経歴（様式第3号）

④ 法人等の概要（組織及び運営に関する事項）を記載した書類

⑤ 定款、寄付行為またはこれらに準じる書類

⑥ 法人の登記事項証明書（全部事項証明書）

⑦ 直近3か年の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

⑧ 直近3か年の法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税の納税証明書 （未納の税額が無いことの証明書）

(3) 提出部数

2部（正本1部及び副本1部）

9. 現地説明会

事業実施予定施設を現在建設中のため、本プロポーザルに係る現地説明会は開催しない。

10. 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の受付

① 提出期限

令和7年8月4日（月）17時まで（必着）

② 提出方法

参加表明書等の提出方法と同じ

③ 提出先

参加表明書等の提出先と同じ

(2) 企画提案書とあわせて提出が必要な書類

① 企画提案書（様式第5号）

仕様書の業務を遂行するための具体的な事業計画を記載すること。なお、様式に収まらない場合、適宜、行追加してもよいが、各小項目（(1)、(2)・・・）につき最大1ページまでとする。企画提案書に「法人名」「正本または副本」を記載した表紙（A4長辺2穴綴じ）をつけ、16部（正本1部及び副本15部）提出すること。

② 見積書（様式第6号）

※見積書及び見積積算内訳書は、豊中放課後児童クラブ（仮称）及び豊中放課後子供教室（仮称）の令和8年度～令和10年度（3年間）総額で作成すること。その際、各事業（放課後児童クラブ分及び放課後子供教室分）及び各年度の金額内訳を示すこと。

※見積書及び見積積算内訳書作成要領

- (a) 見積積算内訳書の項目は、小項目ごとに積算根拠を記入し、適宜、名称変更、追加・削除等を行ってよい。
- (b) 人件費は、放課後児童クラブは仕様書4ページ「9. 支援の体制（1）支援員の配置」、放課後子供教室は仕様書12ページ「8. 支援の体制（1）職員の配置」に定めた配置基準を参考に積算すること。
- (c) 見積額には、仕様書の9ページ及び16ページのそれぞれ別表2「費用分担表」の事業者負担分を見込むこと。
- (d) 見積書及び見積積算内訳書は、企画提案書の次に綴じ、16部（正本1部及び副本15部）提出すること。

11. 見積上限額

- ①三豊市豊中放課後児童クラブ(仮称)運営業務委託： 165,006,000円(非課税)
- ②三豊市豊中放課後子供教室(仮称)運営業務委託： 3,600,000円(税抜)
- 合計： 168,606,000円

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間合計の金額である。

上記金額のうち放課後児童クラブ分については、令和7年4月1日現在の豊中地区放課後児童クラブ5クラブ（桑山・比地大・笠田・上高野・本山放課後児童クラブ）の利用児童数をもとに、委託要綱に基づき、令和8年度から令和10年度の3年間の業務委託料を積算した金額である。なお、委託要綱別表に掲げる障害児担当指導員加算を各クラブ2名ずつ（合計10名分）加算している。

見積上限額を踏まえて、見積書及び見積積算内訳書を作成すること。なお、放課後児童クラブ分の業務委託料については、見積額と令和8年度から令和10年度の各年度4月1日現在の利用児童数をもとに委託要綱に基づき積算した金額を毎年度比較し、委託要綱に基づき積算した金額が低い場合は、委託要綱に基づき積算した金額を契約額とする。

※①三豊市豊中放課後児童クラブ(仮称)運営業務委託に係る消費税及び地方消費税は、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項及び別表第1号第7号により非課税とする。

②三豊市豊中放課後子供教室(仮称)運営業務委託に係る契約については、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

見積者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（課税事業者にとっては消費税抜きの金額、免税業者にとっては契約希望金額の110分の100に相当する金額）を見積書に記載すること。

12. 参加辞退

参加表明書等の書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに参加辞退届（様式第7号）を担当課まで持参または郵送にて提出すること。

13. 選定審査及び評価

応募件数に関わらず、「三豊市放課後児童クラブ及び放課後子供教室運営委託事業者選考委員会」を開催し、書類審査及びヒアリング審査を行い、最優秀提案者を決定する。ヒアリング審査の時間等詳細は、別途通知する。

(1) 書類審査及びヒアリング審査の項目

① 書類審査

事業者としての適性	法人概要・事業経歴・財務諸表等	-
	同種事業・類似事業の実績	-
見積額	見積額の評価	5点

② ヒアリング審査

事業者としての適性	基本理念の評価	5点
事業内容	日常活動及び季節行事の評価（放課後児童クラブ）	5点
	プログラム内容の評価（放課後子供教室）	5点
	児童の情緒安定・意見反映の評価	5点
	障がい児の受入体制の評価	5点
	学校・地域・行政機関との協力・連携の評価	5点
	保護者との関わり・意見反映の評価	5点
	問題発生時の対応（課題解決処理の体制）の評価	5点
管理運営	職員の処遇及び人材確保の評価	5点
	職員の配置及び勤務体制の評価	5点
	人材育成の評価	5点
安全対策・危機管理	情報管理の評価	5点
	児童の健康管理・安全対策の評価	5点
	施設の維持・管理の評価	5点
独自性等	保護者の負担軽減の評価	5点
	自主事業等のアピールポイントの評価（放課後児童クラブ）	10点
	自主事業等のアピールポイントの評価（放課後子供教室）	10点
合計		100点

(2) ヒアリング審査

① 実施日時

令和7年8月21日（木）午後

② 実施場所

三豊市高瀬町下勝間2373番地1 危機管理センター201・202会議室

（※時間帯等の詳細については、別途通知する。）

③ 審査方法

ヒアリング審査の出席者は4人以内とし、法人の代表者（又は事業責任者）、運営委託する放課後児童クラブの管理予定者等の法人職員又は採用予定者に限る。ヒアリングでは、企画提案書等の説明（15分以内）と質疑応答（15分程度）を行う。なお、説明に際してパワーポイント等の使用を認めるが、内容については、事前に提出した書類に記載された内容に限る。

(3) 採点方法

「(1)書類審査及びヒアリング審査の項目」を評価し、合計100点満点で採点する。応募者の得点は、「三豊市放課後児童クラブ及び放課後子供教室運営委託事業者選考委員会」委員それぞれの得点を合計して評価する。

1.4. 選定後の手続き

(1) 最優秀提案者の決定及び結果通知

書類審査及びヒアリング審査の結果を得点により順位付けし、最低基準を超えた者のうち最高得点の者を最優秀提案者として決定する。応募者が1者のみとなった場合も、ヒアリング審査を行った上で最優秀提案者を決定する。

審査の結果については、本プロポーザル参加事業者に書面で通知するほか、三豊市ホームページで公開する。公開する内容は、本プロポーザルに参加した事業者数及び事業者名、最優秀提案者の事業者名及び得点及び次点者の得点とする。なお、審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

(2) 事前準備

最優秀提案者は、令和8年度からの事業実施に向けて、市と協議のうえ事前準備を行うものとする。

(3) 業務委託料

① 業務開始前の準備に要する費用は、提案者の負担とする。

② 放課後児童クラブ分の業務委託料については、見積額と令和8年度から令和10年度の各年度4月1日現在の利用児童数をもとに委託要綱に基づき積算した金額を毎年度比較し、委託要綱に基づき積算した金額が低い場合は、委託要綱に基づき積算した金額を契約額とする。

1.5. 失格要件

提出者が、次のいずれかに該当するときは、失格または無効とする。

- (1) 提出書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。
- (3) 本件の審査に係る審査委員に接触した事実が認められたとき。
- (4) 一事業者が複数の提案を行ったとき。
- (5) 他の事業者と応募提案の内容またはその意思について相談を行ったとき。
- (6) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対し応募提案の内容を意図的に開示したとき。
- (7) その他、関係法令等に違反すると認められたとき。

1.6. 提出書類の取り扱い

- (1) 参加表明書、企画提案書その他提出された書類は返却しない。
- (2) 原則として、提出書類の修正はできない。
- (3) 必要に応じて追加資料を求める場合がある。
- (4) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、市は、最優秀提案者が提出した書類を、市の業務上、必要な場合、無償で使用できるものとする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (6) 提出書類は、三豊市情報公開条例（平成18年1月1日条例第11号）に基づく情報公開の対象となる。ただし、同条例第7条に定める非公開情報に該当する事項を除く。

1.7. その他の留意事項

- (1) 本件の応募に係る経費は、提案者の負担とする。

- (2) 最優秀提案者として決定された後の企画提案書等の変更については、原則として認めない。ただし、サービスの向上につながるものや、軽微な変更等やむを得ないもので、審査結果に影響を与えない場合のみ、市と協議の上、認めることがある。
- (3) 最優秀提案者として決定された場合であっても、法令の規制等により企画提案書の内容の実施が見込まれないなど、放課後児童クラブの運営が困難と市が判断した場合には、決定を取り消すことがある。
- (4) 本件審査に係る審査委員への接触は、直接又は間接を問わず、禁止する。
- (5) 応募者やその関係者等から、市の担当者等に対して、自らの応募書類や事業計画の優劣等についての質問、個別相談、審査内容に係る問い合わせ等には、審査の公平性を期すため、審査の前後を問わず受け付けない。
- (6) 企画提案書の提案者以外からの問い合わせには、一切応じない。
- (7) 本プロポーザルは、最優秀提案者を決定するものであり、運営委託を約束するものではない。業務の委託には、予算の議決が必要であり、三豊市の指示及び指導に従うものとする。
- (8) 最優秀提案者として決定された者は、提案した計画内容を確実に履行し、関係法令等を遵守し、市の指示及び指導に従うものとする。
- (9) 市がやむを得ない事情により本プロポーザルの実施ができないと認めるときは、停止または中止する場合がある。なお、この場合、提案者はそれまでに要した費用を、本市に請求することはできない。

18. 豊中小学校（仮称）の整備と放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的運用（校内交流型）について

(1) 豊中小学校（仮称）の整備について

令和8年4月の三豊市立豊中小学校(仮称)の開校に伴い、現在の豊中地区放課後児童クラブ(桑山・比地大・笠田・上高野・本山)を1つの放課後児童クラブに統合し、新たに「豊中放課後児童クラブ」を開設する予定である。学校内には、屋内運動場（体育館）の1階部分に放課後児童クラブの専用スペース（児童室・トイレ・事務室・倉庫等）を整備している。

(2) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的運用（校内交流型）について

「放課後児童対策パッケージ2025」に基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な取組や学校の空き教室の有効活用等により、こどもが豊かな経験ができる場づくりを推進すること。また、地域社会の中で、放課後等にこどもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進できるように、学校、地域及び関係諸機関等と十分に連絡・連携を図り、情報交換や情報共有に努めること。